平成 26 年（2014 年）7 月 25 日
子 ど も 文 教 委 員 会 資 料
子ども教育部子ども教育経営担当

子ども・子育て支援新制度に係る認可・運営基準について

平成 27 年 4 月から始まる子ども・子育て支援新制度（以下新制度）において、区は新たに認可・確認事務を実施する必要がある。このため、各事業の認可・運営基準の考え方を以下のとおり、報告する。

１　子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、新たに区による認可事業（地域型保育給付事業）を創設し、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。

また、給付の実施主体である区は、認可された施設や事業に対して、給付の対象となる施設・事業者を確認し、給付していくこととなる。

給付種別	施設・事業種別	認可	確認
教育・保育施設	認可保育園	東京都	中野区
	幼稚園		
	認定こども園		
地域型保育事業	家庭的保育事業	中野区	
	小規模保育事業		
	事業所内保育事業		
	居宅訪問型保育事業		
地域子ども・子育て支援事業	放課後児童クラブ	東京都	中野区

２　認可・運営基準に関する区の考え方

これまで区の要綱で実施していた家庭福祉員やグループ型家庭的保育事業について、地域型保育事業として、現状のサービスの維持向上を図る視点で基準を定めていく。さらに、これまで区の関与のなかった事業所内保育事業や居宅訪問型保育事業について、認可基準を定めることで、安定した保育事業として実施していく。

また、放課後児童クラブを含め、認可施設・事業が適切に運営されるため、給付施設としての運営基準を定める。

区独自の主な基準は、以下のとおりである。なお、区が定める基準は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準」の 3 点である。

（区独自の主な基準は別紙 1、詳細は別紙 2～4 参照）

（１） 地域型保育事業における職員の資格要件について

ア　現状

これまで家庭福祉員やグループ型家庭的保育事業の従事者は、保育士、看護師等の資格要件か、資格がない場合は研修で認定を行ってきた。また、資格保有者に対しても研修を実施してきたところである。

家庭的保育者は、家庭的保育事業のように乳幼児 3 人に対し単独で保育する形態が多い。また、今後は障害のある子どもの保育を行うためにも、高い経験・知識が求められる。

イ　区の考え方

国は、地域型保育事業における保育士以外の職員の資格要件について「家庭的保育者として区の研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の経験と知識があると区長が認めたもの」としている。

区は、保育士と同等以上の経験・知識についてこれまでの基準に実務経験を加えることで、その質を確保していく。

（２） 家庭的保育事業及び小規模保育事業における職員数について

ア　現状

これまでグループ型家庭的保育事業等は、乳幼児 3 人に対し保育者 1 人で保育し、建物の 2 階以上で保育している場合は、災害時の安全を考慮し、乳幼児 2 人に対し保育者 1 人としてきた。今後も緊急時に安全に移動できる体制を確保する必要がある。

イ　区の考え方

国は、「家庭的保育事業や小規模保育事業 C 型については、乳幼児 3 人に対し保育者 1 人で保育する」としている。しかし区は、災害や緊急時などに確実に児童を避難させられるよう、2 階以上に保育室を設定する場合は、乳幼児 2 人に対し保育者 1 人とする。

（３） 設備基準について

ア　現状

① 避難経路について

認可保育所をはじめ、認可外の認証保育所や家庭福祉員、グループ型家庭的保育事業においては、1 階であっても 2 方向避難経路を求めており、その結果安全が確保されている。

② 事業所内保育所の乳幼児一人あたりの設備面積について

新制度における国の定員 20 人以上の事業所内保育所では児童一人当たり 1.65 ㎡、定員 19 人以下の事業所内保育所では児童一人当たり 3.3 ㎡となっており、同じ事業所内保育施設で差異が生じている。

イ　区の考え方

① 避難経路について

地域型保育事業について、1 階に関する避難経路については特に国の規定はない。しかし、区は緊急時などの不測の事態に備え、保育の安全性を確保するために 2 方向の避難経路を確保することとする。

② 事業所内保育所の乳幼児一人あたりの設備面積について

国の規定では「定員 20 人以上の事業所内保育所の乳児室の面積は、一人当たり 1.65 ㎡」となっている。

区は、東京都認可保育所(3.3 ㎡)や新制度における 19 人以下の事業所内保育所をはじめとした他の地域型保育事業の基準(3.3 ㎡)との整合性をはかる。

（4） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

ア　現状

① 対象児童は、保護者の就労等により放課後の保護が必要な小学校１年生から 3 年生（障害等により特に必要があると認められる場合は 6 年生まで）としているが、国基準では 1 年生から 6 年生までを対象としている。

② 国基準では、１学童クラブの児童数を概ね 40 人以下、職員 2 名（うち 1 名は補助指導員で可）としているが、区では、児童数 70 人を上限として、常勤指導員２名以上、補助指導員 2 名以上の職員を配置している。

イ　区の考え方

① 小学校に就学している児童を事業の対象とする。

② 定員は、児童 40 人を基本とするが、当面は経過措置として 70 人までを受け入れていくこととする。

3　パブリック・コメント手続き

各基準を策定するにあたり、パブリック・コメント手続きを行う。

（1） 実施時期　平成 26 年 8 月 1 日（金）～21 日（木）

（2） 公表場所

区役所　子育て支援分野、保育園・幼稚園分野、区政資料センター、区民活動センター、図書館等

なお、区報（8 月 5 日号）及びホームページにより区民への周知を行う。

4　今後の予定

8 月 1 日～21 日	パブリック・コメント手続き実施
8 月	区議会報告（パブリック・コメント手続き結果）
9 月	区議会へ認可・運営基準条例（案）提出

別　紙　1

子ども・子育て支援新制度における区が定める基準の考え方

1　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の考え方

≪従うべき事項の考え方≫

項目		国の示す基準の内容	現　状	区の基準（案）	区の基準（案）の考え方
家庭的保育事業					
	職員の資格要件	家庭的保育者（次の①②に該当する者） ①区の研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めたもの ②保育に専念できるもの	区が指定する研修を修了し保育士、医師、助産師、保健師、看護師、教員の資格を有するもの、または児童養育の経験を有するもの	国基準と同様 ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めたもの」とは、別途規定する資格を有し、かつ、3年以上の保育経験を有する者とする	家庭的保育者は、保育所保育指針に沿った保育内容が求められる。このことに加え、新制度では、家庭的保育事業での乳幼児3人を1人で保育することに加え、集団保育が困難な障害児保育を行う資格とされていることから、今以上に高い資質が求められる。そのため、区は、保育士と同等以上の経験・知識を有することについては、実務経験を加えることで、その質を確保していく。
	職員数	家庭的保育者1人に対し利用乳幼児3人以下（家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児5人以下）	保育室が2階にある場合は、家庭的保育者1人につき2人以下（家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児4人以下）	国の基準に加え、保育室が2階以上にある場合は、家庭的保育者1人につき2人以下（家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児4人以下）とする	災害や事故など緊急時の確実な避難を確保するため、国の基準に加え、保育室が2階以上にある場合は、家庭的保育者がおんぶと抱っこで避難できるよう保育者1人につき2人以下（家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児4人以下）とする。
小規模保育事業					
	職員の資格要件	C型の資格要件 家庭的保育者（次の①②に該当する者） ①区の研修を修了し、保育士又は保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めたもの ②保育に専念できるもの	―	国基準と同様 （家庭的保育事業と同様）	―
	職員数	C型の職員数 家庭的保育者1人に対し利用乳幼児3人以下（家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児5人以下）	―	（家庭的保育事業と同様）	家庭的保育事業と同様
居宅訪問型事業					
	保育従事者	家庭的保育者	―	国基準と同様 （家庭的保育事業と同様）	―

≪参酌事項の考え方≫

項目		国の示す基準の内容	現　状	区の基準（案）	区の基準（案）の考え方
家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の共通項目					
	設備基準	専用の保育室等	家庭的保育事業は2方向の避難経路を確保している	国基準に加え、2方向の避難経路を確保する	1階の施設でも、事故等不測の事態に備え、確実な避難経路が必要なため、2方向の避難経路を確保する。
事業所内保育事業					
	設備基準	保育所型（利用定員が20人以上） 0・1歳の乳児室（1.65㎡以上/1人）又はほふく室（3.3㎡以上/1人） 2歳児の保育室又は遊戯室（1.98㎡以上/1人）	現在の認可外保育施設指導監督要綱では、入所児童一人当たり1.65㎡以上としている	国基準に加え、0・1歳の乳児室（3.3㎡以上/1人）又はほふく室（3.3㎡以上/1人）とする	東京都認可保育所や他の地域型保育事業との整合性を図る

2 放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準の考え方

項目	従・参	国の示す基準の内容	現　状	区の基準（案）	区の基準（案）の考え方
事業の一般原則	-	支援の対象は小学校に就学している児童で、保護者が昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域との連携の下、児童の健全育成を図ることを目的として行うこと。	対象は小学1年生から3年生	国基準と同様	中野区立学童クラブ条例を一部改正し、対象児童を区内在住の小学生とする。
職員	従	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに**2人以上**とする。ただし、1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。	各学童クラブには、2人以上の職員配置がされている。	国基準と同様	40人を超える学童クラブについては、複数の支援の単位とし、適切な職員配置を行う。
	参	一の支援の単位を構成する児童の数は、**概ね40人以下**とする。	学童クラブの定員は35～70人である。 （登録数40人以上の学童クラブは、25クラブ中20クラブ）	国基準と同様	児童の数が40人を超える学童クラブについては、複数の支援単位とする。

参考　小規模保育事業

区分		A型	B型	C型
利用定員		6～19人		6～10人（経過措置あり）
年齢区分		0～2歳		
職員	職員数	0歳児 3:1　1・2歳児 6:1　＋1名		0～2歳児　3:1（補助者をおく場合5:2）
	資格	保育士	保育士1/2以上 ＊保育士以外は研修実施	家庭的保育者 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
		＊保健師または看護師を1人に限って保育士とみなす□		
設備・面積	保育室等	0・1歳児　一人当たり3.3㎡　2歳児　一人当たり1.98㎡		0～2歳児　いずれも1人3.3㎡
処遇等		自園調理（連携施設等からの搬入可）・調理設備・調理員　（経過措置あり）		
		嘱託医		
連携施設		保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う　（経過措置あり）		

別紙２

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について

１　各事業共通の項目

No.	項目	※　従・参	区基準（案）	区の考え方
1	基準の目的	—	利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの	国基準と同様
2	基準の向上	—	区は以下の責務を負う ・児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取して、家庭的保育事業者等（以下「事業者等」という。）に対して、基準を超えて設備及び運営を行うよう勧告できること ・基準を常に向上させるよう努めること	国基準と同様
3	基準と事業者	—	事業者等は以下の義務を負う ・基準を超えて設備及び運営を向上させること ・基準を超えて設備及び運営を行っている場合には低下させないこと	国基準と同様
4	事業者の一般原則	—	事業者等は以下の義務を負う ・利用乳幼児の人権配慮、人格の尊重 ・事業者の地域交流、連携、運営内容の地域や保護者への説明努力 ・運営に関する自己評価、外部評価の実施、結果の公表 ・必要な設備の確保義務（居宅訪問型保育事業を除く） ・採光、換気等利用乳幼児の保健衛生、危害防止に配慮した設備の設置	国基準と同様
5	連携施設	従	事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も、児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること ①集団保育の体験、保育の適正な提供に必要な相談助言等 ②代替え保育の提供 ③家庭的保育事業等終了後の連携施設における継続受入 ※5 年間の経過措置あり	国基準と同様
6	非常災害	参	事業者等は以下の義務を負う ・消火用具、非常口等の設置 ・災害対策計画の策定と訓練の実施（消火、避難訓練は月１回以上）	国基準と同様
7	職員の一般的要件	参	・健全な心身、豊かな人間性と倫理観、児童福祉に対する熱意を有すること ・できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者であること	国基準と同様
8	職員の知識・技能の向上	参	・職員は自己研鑽、必要な知識及び技能の習得、維持向上に努めること ・事業者等は職員に対する資質向上のための研修機会を確保すること	国基準と同様

※従；区が条例を定めるに当たって、国で定める基準に従うものとされているもの
参；　〃　国で定める基準を参酌するものとされているもの

9	併設施設の職員・設備	参 ・ 従	・他の社会福祉施設と併せて家庭的保育事業所を設置する場合は、設備及び職員の一部を併設する施設の設備及び職員と兼ねることができること（利用乳幼児に直接従事する職員及び特有設備は除く）	国基準と同様
10	利用乳幼児の取り扱い	従	・国籍、信条、社会的身分、費用負担の違いによる差別的取り扱いの禁止 ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止	国基準と同様
11	衛生管理	参	・利用乳幼児の使用する設備、食器等、飲用水を衛生的に管理すること ・感染症、食中毒の発生や蔓延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めること ・医薬品、医療品を備えるとともに、それらを適正に管理すること ・居宅訪問型事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持・健康状態について必要な管理を行うこと ・居宅訪問型事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めること	国基準と同様
12	食事	従	・食事の提供については家庭的保育事業所等内で調理すること(※5 年間の経過措置あり) ・調理提供する食事は、あらかじめ作成された献立により、できる限り変化に富み利用乳幼児の発育に必要な栄養量を含有していること ・食事は、栄養、利用乳幼児の身体的状況、嗜好を考慮したものであること ・事業者は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること	国基準と同様
13	食事提供の特例	従	・連携施設、同一・系列法人等が運営する小規模保育事業、社会福祉施設からの搬入を可能とすること ＊要件は規則へ	国基準と同様
14	健康診断	参	・利用乳幼児に対する利用開始時及び年二回以上の健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施すること ・職員の健康診断に当たっては、食事の調理をする者について健康診断には綿密な注意を払うこと	国基準と同様
15	内部規定	参	・重要事項に関する規程を定めること ＊項目は規則へ ①事業目的・運営方針　②提供する保育内容　③職員の職種、人数、職務内容　④開所日時、閉所日 ⑤料金、その種類、理由　⑥利用定員　⑦留意事項　⑧緊急時対策　⑨災害対策　⑩虐待防止措置 ⑪その他重要事項	国基準と同様
16	帳簿	参	・職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇状況を明らかにする帳簿を整備すること	国基準と同様
17	秘密保持	従	・職員は、業務上知りえた利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはいけないこと（退職後含む）	国基準と同様
18	苦情対応	参	・利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置する等必要な措置を講ずること ・区から指導又は助言を受けた場合は改善すること	国基準と同様

２　家庭的保育事業

５人までの定員で居宅その他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業

No.	項目	従・参	区基準（案）	区の考え方
19	設備基準	従・参	・専用保育室（9.9 ㎡以上であって、3 人を超える場合は 3.3 ㎡/1 人を追加） ・屋外遊戯場（2 歳児以上につき 3.3 ㎡以上/1 人（付近の代替え施設可）） ・衛生的な調理設備、便所 ・火災報知器及び消火器を設置すること ・消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること ・２方向の避難経路を確保すること	国基準に加え、２方向の避難経路を確保する。
20	配置職員	従	・家庭的保育者 ・家庭的保育補助者 ・嘱託医 ・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）	国基準と同様
21	職員の資格要件	従	・家庭的保育者 次の①と②に該当する者 ① 区の研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者 ② 保育に専念できる者 ・家庭的保育補助者 区の研修を修了した者	国基準と同様 ただし、「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは、別途規定する資格を有し、かつ、3 年以上の保育経験を有する者とする。
22	職員数	従	・家庭的保育者 1 人に対し利用乳幼児 3 人以下（家庭的保育補助者がいる場合は利用乳幼児 5 人以下） ・保育室を 2 階以上に設ける場合は家庭的保育者 1 人に対し利用乳幼児 2 人以下（家庭的保育補助者がいる場合 2 人対し 4 人）とすること	国基準に加え、保育室を 2 階以上に設ける場合は家庭的保育者 1 人に対し利用乳幼児 2 人以下（家庭的保育補助者がいる場合 2 人対し 4 人）とすることで保育の安全性を確保する。
23	保育時間	参	・一日 8 時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して家庭的保育事業者等が定めること	国基準と同様
24	保育内容	従	・保育所保育運営指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること	国基準と同様
25	保護者との連絡	参	・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること	国基準と同様

3　小規模保育事業（A・B・C 型）

定員規模 6 人以上 19 人以下、原則として 0～2 歳児対象の保育事業

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">従・参</th><th colspan="3">区基準（案）</th><th rowspan="2">区の考え方</th></tr>
<tr><th>A 型</th><th>B 型</th><th>C 型</th></tr>
<tr><td rowspan="2">26</td><td rowspan="2">配置職員</td><td rowspan="2">従</td><td>・保育士</td><td>・保育士
・保育従事者
・保育士割合 1/2 以上</td><td>・家庭的保育者
・家庭的保育補助者</td><td rowspan="2">国基準と同様</td></tr>
<tr><td colspan="3">・嘱託医
・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）</td></tr>
<tr><td>27</td><td>職員の資格要件</td><td>従</td><td>―</td><td>・保育従事者
区の研修を修了した者</td><td>・家庭的保育者
次の①と②に該当する者
①区の研修を修了した保育士又は同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者
②保育に専念できる者
・家庭的保育補助者
区の研修を修了した者</td><td>国基準と同様
ただし、C 型の家庭的保育者の「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは、別途規定する資格を有し、かつ、３年以上の保育経験を有する者とする</td></tr>
<tr><td rowspan="2">28</td><td rowspan="2">職員数</td><td rowspan="2">従</td><td>保育士の数は、次の人数の合計に 1 を加えた数以上とする
【0 歳】保育士 1 人に対し利用乳児 3 人
【1・2 歳】
保育士 1 人に対し利用幼児 6 人
【３歳】
保育士 1 人に対し利用幼児 20 人
【4 歳～】
保育士 1 人に対し利用幼児 30 人</td><td>保育士及び保育従事者の数は、次の人数の合計に 1 を加えた数以上とする
【0 歳】保育士又は保育従事者 1 人に対し利用乳児 3 人
【1・2 歳】保育士又は保育従事者 1 人に対し利用幼児 6 人
【３歳】保育士又は保育従事者 1 人に対し利用幼児 20 人
【4 歳～】保育士又は保育従事者 1 人に対し利用幼児 30 人</td><td>家庭的保育者 1 人に対し利用乳幼児 3 人以下（家庭的保育補助者がいる場合は、家庭的保育者及び家庭的保育補助者 2 人に対し利用乳幼児 5 人以下）
ただし、保育室を 2 階以上に設ける場合は家庭的保育者 1 人に対し利用乳幼児 2 人以下（家庭的保育補助者がいる場合 2 人対し 4 人）とする</td><td>A型とB型は、国基準と同様
C型は、国基準に加え、保育室を 2 階以上に設ける場合は家庭的保育者 1 人に対し利用乳幼児 2 人以下（家庭的保育補助者がいる場合 2 人対し 4 人）とすることで、保育の安全性を確保する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことが可能</td></tr>
</table>

29	設備基準	参・従	【0・1歳】 ・乳児室（3.3 ㎡以上/1 人）又はほふく室（3.3 ㎡以上/1 人） 【2 歳～】 ・保育室（1.98 ㎡以上/1 人）又は遊戯室（1.98 ㎡以上/1 人） ・屋外遊技場（3.3 ㎡以上/1 人（付近の代替え施設可）） 【共通設備】 ・調理設備、便所 【避難経路】 ・２方向の避難経路を確保すること	【0　・1歳】 ・乳児室（3.3 ㎡以上/1 人）又はほふく室（3.3 ㎡以上/1 人） 【2 歳～】 ・保育室（3.3 ㎡以上/1 人）又は遊戯室（3.3 ㎡以上/1 人） ・屋外遊技場（3.3 ㎡以上/1 人（付近の代替え施設可）） 【共通設備】 ・調理設備、便所 【避難経路】 ・２方向の避難経路を確保すること	国基準に加え２方向の避難経路を確保する
30	耐火基準	参	保育室を二階以上に設ける場合は、建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていること		国基準と同様
31	定員	従	・６人以上１９人以下	・６人以上１０人以下 ※5 年間の経過措置あり（６人以上１５人以下）	国基準と同様
32	保育時間	参	・一日 8 時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること		国基準と同様
33	保育内容	従	・保育所保育運営指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること		国基準と同様
34	保護者との連絡	参	・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること		国基準と同様

４　居宅訪問型保育事業

乳児・幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業

No.	項目	従・参	区基準（案）	区の考え方
35	事業	従	居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等により集団保育が困難な乳幼児等に対する保育を提供する	国基準と同様
36	設備基準	参	・事業運営のための専用区画を設けること ・保育の実施に必要な設備・備品を備えること	国基準と同様
37	職員数	従	・家庭的保育者１人に対し利用乳幼児１人	国基準と同様 ただし、家庭的保育者の「保育士と同等以上の経験・知識を有すると区長が認めた者」とは別途規定する資格を有し、かつ、3 年以上の保育経験を有する者とする
38	連携施設	従	・障害児・病児を保育する場合は、連携する障害児入所支援施設等を確保すること	国基準と同様
39	保育時間	参	・一日８時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること	国基準と同様
40	保育内容	従	・保育所保育運営指針に準じ居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること	国基準と同様
41	保護者との連絡	参	・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること	国基準と同様

５　事業所内保育事業

事業主が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業

（１）保育所型……保育所と同様の事業規模のもの

（２）小規模型……小規模保育事業（A・B 型）と同様の事業規模のもの

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">従・参</th><th colspan="4">区基準（案）</th><th rowspan="2">区の考え方</th></tr>
<tr><th colspan="2">保育所型</th><th colspan="2">小規模型</th></tr>
<tr><td rowspan="9">42</td><td>定員</td><td>参</td><td colspan="2">・20 人以上</td><td colspan="2">・19 人以下</td><td>国基準と同様</td></tr>
<tr><td rowspan="8">地域枠</td><td rowspan="8">参</td><td colspan="4">・利用定員に対し内数として地域枠を設けること</td><td rowspan="8">国基準と同様</td></tr>
<tr><td>利用定員</td><td>地域枠</td><td>利用定員</td><td>地域枠</td></tr>
<tr><td>1～5 人</td><td>1 人</td><td>26～30 人</td><td>7 人</td></tr>
<tr><td>6～7 人</td><td>2 人</td><td>31～40 人</td><td>10 人</td></tr>
<tr><td>8～10 人</td><td>3 人</td><td>41～50 人</td><td>12 人</td></tr>
<tr><td>11～15 人</td><td>4 人</td><td>51～60 人</td><td>15 人</td></tr>
<tr><td>16～20 人</td><td>5 人</td><td>61～70 人</td><td>20 人</td></tr>
<tr><td>21～25 人</td><td>6 人</td><td>71 人～</td><td>20 人</td></tr>
<tr><td>43</td><td>設備基準</td><td>参・従</td><td colspan="2">【0・1 歳】
・乳児室（3.3 ㎡㎡以上/1 人）又はほふく室（3.3 ㎡以上/1 人）
【2 歳～】
・保育室（1.98 ㎡以上/1 人）又は遊戯室（1.98 ㎡以上/1 人）
・屋外遊技場（3.3 ㎡以上/1 人（付近の代替え施設可））
【共通設備】
・医務室、調理室、便所
【避難経路】
・２方向の避難経路を確保すること</td><td colspan="2">【0　・1 歳】
・乳児室（3.3 ㎡以上/1 人）又はほふく室（3.3 ㎡以上/1 人）
【2 歳～】
・保育室（1.98 ㎡以上/1 人）又は遊戯室（1.98 ㎡以上/1 人）
・屋外遊技場（3.3 ㎡以上/1 人（付近の代替え施設可））
【共通設備】
・調理設備、便所
【避難経路】
・２方向の避難経路を確保すること</td><td>国基準に加え、２方向の避難経路を確保する保育所型の 0･1 歳の乳児室は、3.3 ㎡以上/1 人とする</td></tr>
<tr><td>44</td><td>耐火基準</td><td>参</td><td colspan="4">保育室を二階以上に設ける場合は、建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていること</td><td>国基準と同様</td></tr>
<tr><td rowspan="2">45</td><td rowspan="2">配置職員</td><td rowspan="2">従</td><td rowspan="2">・保育士</td><td rowspan="2">・保育士
・保育従事者
・保育士割合１/２以上</td><td rowspan="2">国基準と同様</td></tr>
<tr><td colspan="2">・嘱託医
・調理員（調理委託又は搬入の場合は調理員は不要）</td></tr>
</table>

46	職員数	従	保育士の数は、次の人数の合計に１を加えた数以上とする 【0 歳】　保育士１人に対し利用乳児 3 人 【1・2 歳】 保育士１人に対し利用幼児 6 人 【3 歳】　保育士１人に対し利用幼児 20 人 【4 歳～】 保育士１人に対し利用幼児 30 人 ※保健師又は看護師を１人に限り保育士とみなすことが可能	保育士及び保育従事者の合計数は、次の人数の合計に１を加えた数以上とする 【0 歳】　保育士又は保育従事者１人に対し利用乳児 3 人 【1・2 歳】 保育士又は保育従事者１人に対し利用幼児 6 人 【3 歳】　保育士又は保育従事者１人に対し利用幼児 20 人 【4 歳～】 保育士又は保育従事者１人に対し利用幼児 30 人 ※保健師又は看護師を１人に限り保育士とみなすことが可能	国基準と同様
47	連携施設の特例	従	次の連携協力を求めることを要しない ①集団保育の体験、相談助言 ②代替え保育の提供	―	国基準と同様
48	保育時間	参	・一日 8 時間を原則とし、保護者の就労時間や家庭の状況等を考慮して事業者等が定めること		国基準と同様
49	保育内容	従	・保育所保育運営指針に準じ、事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供すること		国基準と同様
50	保護者との連絡	参	・常に乳幼児の保護者と綿密な連絡を取り、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るように努めること		国基準と同様

別紙３

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について

１　特定教育　・保育施設の運営

〔認定こども園、幼稚園、保育所が対象〕

No.	項目	従参	区基準（案）	区の考え方
1	利用定員	従	・２０人以上(認定こども園と保育所のみ) ・施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めること。ただし、３号認定の子どもについては、満１歳に満たない子どもと満１歳以上の子どもを区分すること	国基準と同様
2	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	従・参	特定教育・保育の提供に際し、あらかじめ保護者に対し、次の事項について事前に説明し同意を得ること。 【説明項目】 ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 ・その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項 【説明方法】 ・文書交付（保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可）	国基準と同様
3	応諾義務	従・参	・正当な理由がない場合の申込み拒否を禁止 ・利用申込みに対し、教育・保育の提供が困難な場合は、他施設を紹介する等適切な措置を速やかに講じること ・区が行うあっせん、調整及び要請に対しできる限り協力すること	国基準と同様
4	定員を上回る申込みがあった場合の選考	従	・1 号認定（教育標準時間認定・認定こども園と幼稚園のみ） 抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法によること ※あらかじめ選考方法の明示が必要 ・2・3 号認定（保育認定・認定こども園と保育所のみ） 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子ども（支給認定子ども）が、優先的に利用できるよう選考すること ※あらかじめ選考方法の明示が必要	国基準と同様
5	支給認定資格の確認、支給認定申請に係る援助	参	・利用開始時に支給認定証を確認すること ・支給認定申請をしていない保護者からの申込みがあった場合、速やかに適切な申請が行われるよう援助すること	国基準と同様
6	心身状況等の把握	参	・子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めること	国基準と同様
7	小学校等との連携	参	・継続的な支援に繋がるよう、特定教育・保育の提供を終了する子どもの情報の提供その他、小学校、特定教育・保育施設、その他機関等との密接な連携に努めること	国基準と同様
8	教育・保育提供の記録	参	・提供日、内容その他必要な事項を記録すること	国基準と同様
9	上乗せ徴収等の取扱い	従	・区が定める利用者負担額のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費や食費・日用品等実費を徴収可 ・実費等の使途、額及び理由を書面により明示し、保護者から文書による同意を得ること、実費徴収については保護者に領収書交付	国基準と同様
10	給付費等の額の通知等	参	・法定代理受領時に保護者に対し給付費額を通知すること ・法定代理受領を行わない際の保護者に対し特定教育・保育提供証明書を交付すること	国基準と同様

11	教育・保育の取扱方針	従	次の要領等に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供すること ・幼稚園　幼稚園教育要領 ・保育所　保育所保育指針 ・幼保連携型認定こども園　幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ・認定こども園　幼稚園教育要領及び保育所保育指針（幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえること）	国基準と同様
12	評価	参	・自己評価及びそれに基づく改善をすること ・定期的に特定教育・保育施設の関係者・保護者等又は外部の者による評価を受けること、その結果を公表し及びそれに基づく改善に努めること	国基準と同様
13	相談及び援助	参	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること ・子ども又は保護者からの相談に応じ、必要な助言等の援助を行うこと	国基準と同様
14	緊急時等の対応	参	・子どもの体調の急変等緊急時に保護者や医療機関への連絡など必要な措置を講ずること	国基準と同様
15	区への通知	参	・保護者が虚偽・不正行為による給付を受けた（又は受けようとした）場合に区へ通知すること	国基準と同様
16	運営規程	参	・重要事項に関する規程を定めること ①施設の目的・運営の方針 ②提供する教育・保育内容 ③職員の職種、人数、職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤受領する費用の種類、料金、理由 ⑥利用定員 ⑦利用の開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他施設の運営に関する重要事項	国基準と同様
17	勤務体制確保、情報提供等	参	・適切な教育・保育の提供ができるよう事業所ごとに職員の勤務体制を定めておくこと ・その事業所の職員によって保育を提供すること（特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は除く） ・職員の資質の向上のための研修機会を確保すること	国基準と同様
18	定員遵守	参	・利用定員を遵守すること（年度中の需要増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く）	国基準と同様
19	掲示	参	・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他の利用申込み者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項	国基準と同様
20	子どもの適切な処遇	従	・子どもの平等な取扱い ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止（幼保連携型認定こども園と保育所のみ）	国基準と同様

21	秘密保持等	従	・職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけないこと（退職後含む） ・施設・事業者が小学校、その他の教育・保育施設等へ子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ること	国基準と同様
22	情報の提供等	参	・特定教育・保育施設を利用しようする保護者が、適切に選択できるよう情報の提供に努めること ・虚偽または誇大な広告を行わないこと	国基準と同様
23	利益供与等の禁止	参	・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない	国基準と同様
24	利用者対応	参	・苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること ・苦情内容等を記録すること ・苦情に関して区が実施する事業へ協力すること ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること	国基準と同様
25	地域との連携	参	・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること	国基準と同様
26	事故発生防止、発生時対応	従	【事故の発生（再発）防止】 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること 【事故発生時の対応】 ・事故発生時は保護者（家族）、区に対し速やかに報告すること ・事故発生時の状況、処置等を記録すること ・賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償をすること	国基準と同様
27	会計区分	参	・特定教育・保育事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること	国基準と同様
28	記録整備	参	・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること ・子どもに対する特定教育・保育の提供に関する下記事項の記録を整備し、その完結の日から５年間保存すること ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③区への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録	国基準と同様
29	定員外利用の取り扱い	従	・特別利用保育　教育目的（１号認定）の子どもが保育所を利用する場合、当該保育所の利用定員（２号認定）の数を超えない範囲で可能 ・特別利用教育　保育目的（２号認定）の子どもが幼稚園を利用する場合、当該幼稚園の利用定員（１号認定）の数を超えない範囲で可能	国基準と同様

2　特定地域型保育事業者の運営

〔家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が対象〕

No.	項目	従参	区基準（案）	区の考え方
30	利用定員	従	・各事業の利用定員 家庭的保育事業１人以上５人以下 小規模保育事業A・B型６人以上１９人以下 小規模保育事業C型６人以上１０人以下（※５年の経過措置あり） 居宅訪問型保育事業１人 ・特定地域型保育事業の種類及び事業所ごとに３号認定の子どもの利用定員を、満１歳に満たない子どもと満１歳以上の子どもを区分して定めること	国基準と同様
31	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	従・参	特定地域型保育の提供に際し、保護者に対し、事前に次の事項について説明しあらかじめ同意を得ること 【説明項目】 ・運営規程の概要 ・連携施設の種類・名称 ・連携協力の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 ・その他利用申込み者の保育の選択に資すると認められる重要事項 【説明方法】 ・文書交付（保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可）	国基準と同様
32	応諾義務	従・参	・正当な理由がない場合の申込み拒否禁止 ・保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子ども（支給認定子ども）が優先的に利用できるよう選考すること　※あらかじめ選考方法の明示が必要 ・区が行うあっせん、調整及び要請に対し協力に努めること ・利用申込みに対し、教育・保育の提供が困難な場合は、連携施設その他の適切な施設を紹介等すること	国基準と同様
33	心身状況等の把握	参	・子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めること	国基準と同様
34	特定教育・保育施設との連携	従・参	・子どもに対する保育が適正かつ確実に行われること及び、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること ①集団保育の体験、相談助言、その他保育の内容に関する支援 ②代替え保育の提供 ③特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了後の連携施設における継続受入 ※5 年間の経過措置あり ・居宅訪問型保育事業者は、利用児の障害、疾病等の状態に応じ、連携する障害児入所施設その他区が指定する施設を確保すること ・保育所型事業所内保育事業者は、上記①②の連携協力を求めることを要しない ・保育の提供の終了に際し、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう密接な連携に努めること	国基準と同様

35	上乗せ徴収等の取扱い	従	・区が定める利用者負担額以外の特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要な経費や、食費・日用品等実費を、上乗せ徴収可 ・実費徴収した保護者に領収証を交付すること ・実費等の使途、額及び理由の書面による明示と保護者からの文書による同意を得ること	国基準と同様
36	取扱方針	従	・厚生労働大臣が定める指針に準じて保育の提供を行うこと ・事業の特性に留意し、子どもの心身の状況等に応じて保育を提供すること	国基準と同様
37	評価	参	・自己評価及びそれに基づく改善をすること ・定期的に外部の者による評価を受けること、その結果を公表し及びそれに基づく改善に努めること	国基準と同様
38	運営規程	参	・重要事項に関する規程を定めること ①事業の目的・運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、人数、職務の内容 ④開所時間、閉所日 ⑤費用の種類、理由、料金 ⑥利用定員 ⑦利用の開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ⑧緊急時対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他特定地域型保育の運営に関する重要事項	国基準と同様
39	勤務体制の確保等	参	・適切な特定地域型保育を提供できるよう事業所ごとに職員の勤務体制を定めておくこと ・その事業所の職員によって保育を提供すること（特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務は除く） ・職員の資質の向上のための研修機会を確保すること	国基準と同様
40	定員遵守	参	・利用定員を遵守すること（年度中の需要増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く）	国基準と同様
41	記録整備	参	・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること ・子どもに対する特定地域型保育の提供に関する下記事項の記録の整備と、その完結の日から５年間保存すること ①特定地域型保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③区への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	国基準と同様
42	支給認定資格の確認、支給認定申請に係る援助	参	・利用開始時に支給認定証を確認すること ・支給認定申請をしていない保護者からの申込みがあった場合、速やかに適切な申請が行われるよう援助すること	国基準と同様
43	小学校等との連携	参	・継続的な支援に繋がるよう、特定教育・保育の提供を終了する子どもの情報の提供その他、小学校、特定教育・保育施設、その他機関等との密接な連携に努めること	国基準と同様
44	教育・保育提供の記録	参	・提供日、内容その他必要な事項を記録すること	国基準と同様
45	給付費等の額の通知等	参	・法定代理受領時に保護者に対し給付費額を通知すること ・法定代理受領を行わない際の保護者に対し特定教育・保育提供証明書を交付すること	国基準と同様

46	相談及び援助	参	・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること ・子ども又は保護者からの相談に応じ、必要な助言等の援助を行うこと	国基準と同様
47	緊急時等の対応	参	・子どもの体調の急変等緊急時に保護者又は医療機関への連絡等必要な措置を講ずること	国基準と同様
48	区への通知	参	・保護者が虚偽・不正行為による給付を受けた（又は受けようとした）場合に区へ通知すること	国基準と同様
49	掲示	参	・施設の見やすい場所に以下の事項について掲示すること ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他の利用申込み者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項	国基準と同様
50	子どもの適切な処遇	従	・子どもの平等な取扱い ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止（幼保連携型認定こども園と保育所のみ）	国基準と同様
51	秘密保持等	従	・職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいけないこと（退職後含む） ・施設・事業者が小学校、その他の教育・保育施設等へ子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ること	国基準と同様
52	情報の提供等	参	・特定教育・保育施設を利用しようとする保護者が、適切に選択できるよう情報の提供に努めること ・虚偽または誇大な広告を行わないこと	国基準と同様
53	利益供与等の禁止	参	・当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない	国基準と同様
54	利用者対応	参	・苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講ずること ・苦情内容等を記録すること ・苦情に関して区が実施する事業へ協力すること ・区から指導等を受けた場合には協力・改善を行うこと ・改善を行った場合は、求めに応じて報告すること	国基準と同様
55	地域との連携	参	・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること	国基準と同様
56	事故発生防止、発生時対応	従	【事故の発生（再発）防止】 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に開催すること 【事故発生時の対応】 ・事故発生時は保護者（家族）、区に対し速やかに報告すること ・事故発生時の状況、処置等を記録すること ・賠償すべき事故が発生した場合は速やかな損害賠償をすること	国基準と同様
57	会計区分	参	・特定教育・保育事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること	国基準と同様
58	特別利用地域型保育の基準	従	・法第十九条第一号に該当する子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること ・特別利用保育　教育目的（１号認定）の子どもが特定地域型保育を利用する場合、当該保育所の利用定員(３号認定)の数を超えない範囲で可能	国基準と同様
59	特定利用地域型保育の基準	従	・法第十九条第二号に該当する子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること ・特別利用教育　保育目的（２号認定）の子どもが特定地域型保育を利用する場合、当該保育所の利用定員(３号認定)の数を超えない範囲で可能	国基準と同様

別紙４

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の設備及び運営に関する基準（案）について

No..	項目	従参	区基準（案）	区の考え方
1	基準の目的	―	・利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともにすこやかに育成されることを保障するもの	国基準と同様
2	基準の向上	―	・区は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後健全育成事業者」という）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる ・区は、基準を常に向上させるように努めること	国基準と同様
3	基準と事業者	―	・放課後児童健全育成事業者は、基準を超えて、設備及び運営を向上させること ・基準を超えて設備及び運営を行っている場合は低下させないこと	国基準と同様
4	事業の一般原則	―	・支援の対象は小学校に就学する児童で、保護者が昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域との連携の下、児童の健全育成を図ることを目的として行うこと ・利用者の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重すること ・保護者及び地域社会に対し、運営内容を適切に説明すること ・運営の自己評価を行い、その結果を公表すること ・事業所の構造設備は、採光、保健衛生・危険防止に考慮すること	国基準と同様 ＊中野区立学童クラブ条例を一部改正し、対象児童を区内在住の小学生とする。
5	非常災害対策	参	・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けること ・非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練に努めること ・避難及び消火に対する訓練は定期的に行うこと	国基準と同様
6	職員の一般的要件	―	・職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理感を備え、児童福祉事業に熱意のある者 ・できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者	国基準と同様
7	職員の知識及び技能の向上	―	・職員は、常に自己研鑽、必要な知識及び技術の習得、維持向上に努める ・放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国基準と同様
8	設備の基準	参	・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（**専用区画**）を設けるほか、支援に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 ・専用区画の面積は、**児童一人につきおおむね１．６５㎡以上**でなければならない。	国基準と同様
9	職員	従	・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに**２人以上**とする。ただし、１人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ・放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第６３号）」に規定する資格要件を満たす者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 ・支援員および補助員は、支援単位ごとに専ら当該支援の提供にあたらなければならない。	国基準と同様 ＊児童４０人につき２人以上の職員配置を定めるものとする。 ４０人を超える学童クラブについては複数の支援の単位とし、適切な職員配置を行う。
		参	・一の支援の単位を構成する児童の数は、**おおむね４０人以下**とする。	国基準と同様

	項目	従参	区基準（案）	区の考え方
10	利用者の取り扱い	—	・国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない	国基準と同様
11	虐待等の禁止	参	・法第３３条の十各号に掲げる行為、当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	国基準と同様
12	衛生管理	—	・必要な医薬品その他医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない	国基準と同様
13	運営規定	—	・重要事項に関する運営規定を定めておかなければならない 一、事業目的、運営方針 二、職員の職種、員数及び職務の内容 三、開所している日及び時間 四、支援の内容及び当該支援提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五、利用定員 六、通常の事業の実施地域 七、事業利用に当たっての留意事項 八、緊急時等における対応方法 九、非常災害対策 十、虐待の防止のための措置に関する事項 十一、その他事業の運営に関する事項	国基準と同様
14	帳簿	—	・職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	国基準と同様
15	秘密保持	参	・正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない	国基準と同様
16	苦情への対応	—	・苦情を受け付けるための窓口を設置する等、必要な措置を講じること ・区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	国基準と同様
17	開所時間及び日数	参	・当該各号に定める時間以上を原則 一、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 **１日につき８時間** 二、小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 **１日につき３時間** ・開所する日数について、１年につき**２５０日以上**を原則	国基準と同様
18	保護者との連携	参	・利用者の健康及び行動を説明　支援の内容等につき、保護者の理解および協力を得ること	国基準と同様
19	関係機関との連携	参	・区、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等と密接に連携して支援にあたること	国基準と同様
20	事故発生時の対応	参	・事故が発生した場合は、すみやかに区、当該利用者の保護者等に連絡し、必要な措置を講じなければならない ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない	国基準と同様

【参考】　子ども・子育て支援新制度の概要

1　新制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は、地域の実情に応じて、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としている。

これは、平成２４年８月に成立した子ども・子育て関連３法（※）に基づくしくみで、平成２７年４月から開始することとなっている。

※子ども・子育て関連３法とは

新制度に関する以下の法律のことをいう。

① 子ども・子育て支援法
② 認定こども園法
③ 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2　新制度の主なポイント

新制度では、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決に向けて、次の３つの取り組みを進めていく。

① 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

小学校就学前の施設として、これまで幼稚園と保育所が利用されてきた。新制度では、幼稚園と保育所とともに、両方の機能を併せもつ「認定こども園」の普及を進めていく。

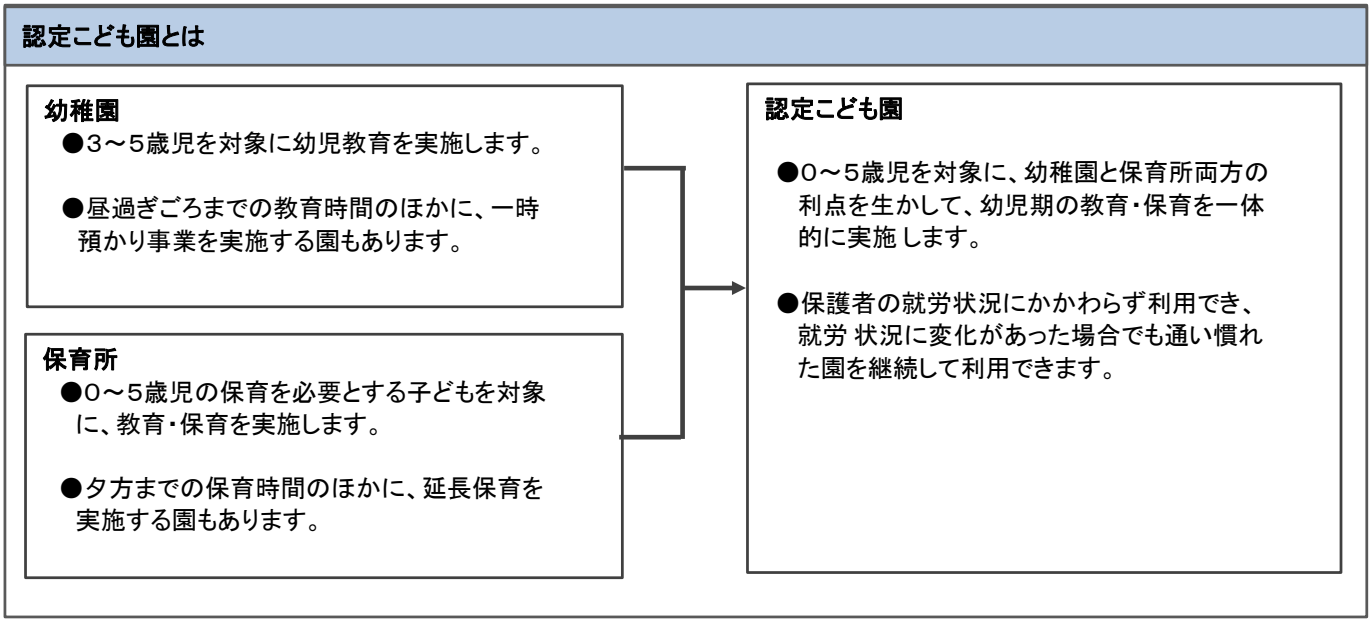

② 地域型保育事業の創設等による教育・保育の質の改善、量の拡充

これまでの待機児童対策に加え、新たに少人数の子どもを保育する事業（地域型保育事業）を創設し、多様な保育需要に対応していく。

地域型保育事とは

新制度に基づき、新たに区が認可を行う事業で、主に0～2歳の子どもを対象としています。種類は次の4つに分類されます。

（1）家庭的保育
家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）を対象に保育を実施する事業。

（2）小規模保育
保育所に比べ、小規模な環境（定員6人以上19人以下）で保育を実施する事業。
配置職員の違いなどにより、3つの類型に分類されます。
①A型：保育従事者がすべて保育士
②B型：保育従事者の2分の1以上が保育士
③C型：保育従事者は保育士以外でも可

（3）居宅訪問型保育
病気や障害などの理由から、保育所等での集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業。

（4）事業所内保育
区内の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。

③ 地域の子育て支援の充実

保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支援するため、一時預かり事業や地域の身近なところで子育て相談が受けられる地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業などを整備し、多様な「地域子ども・子育て支援事業」を充実させる。

地域子ども・子育て支援事業とは

新制度に基づく事業は、以下の13事業です。

（1） 利用者支援（子育てサービスの利用相談、情報提供）【新規】
（2） 地域子育て支援拠点事業（乳幼児親子の交流の場、子育て相談、情報提供）
（3） 妊婦健康診査
（4） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
（5） 養育支援訪問事業（支援が必要な家庭への訪問、養育に関する助言、指導）
（6） 子育て短期支援事業（子どもショートステイ、トワイライトステイ事業）
（7） ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
（8） 一時預かり事業
（9） 延長保育事業
（10）病児保育事業（病児・病後児保育）
（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【参考】　新制度による子育て支援サービスの提供イメージ

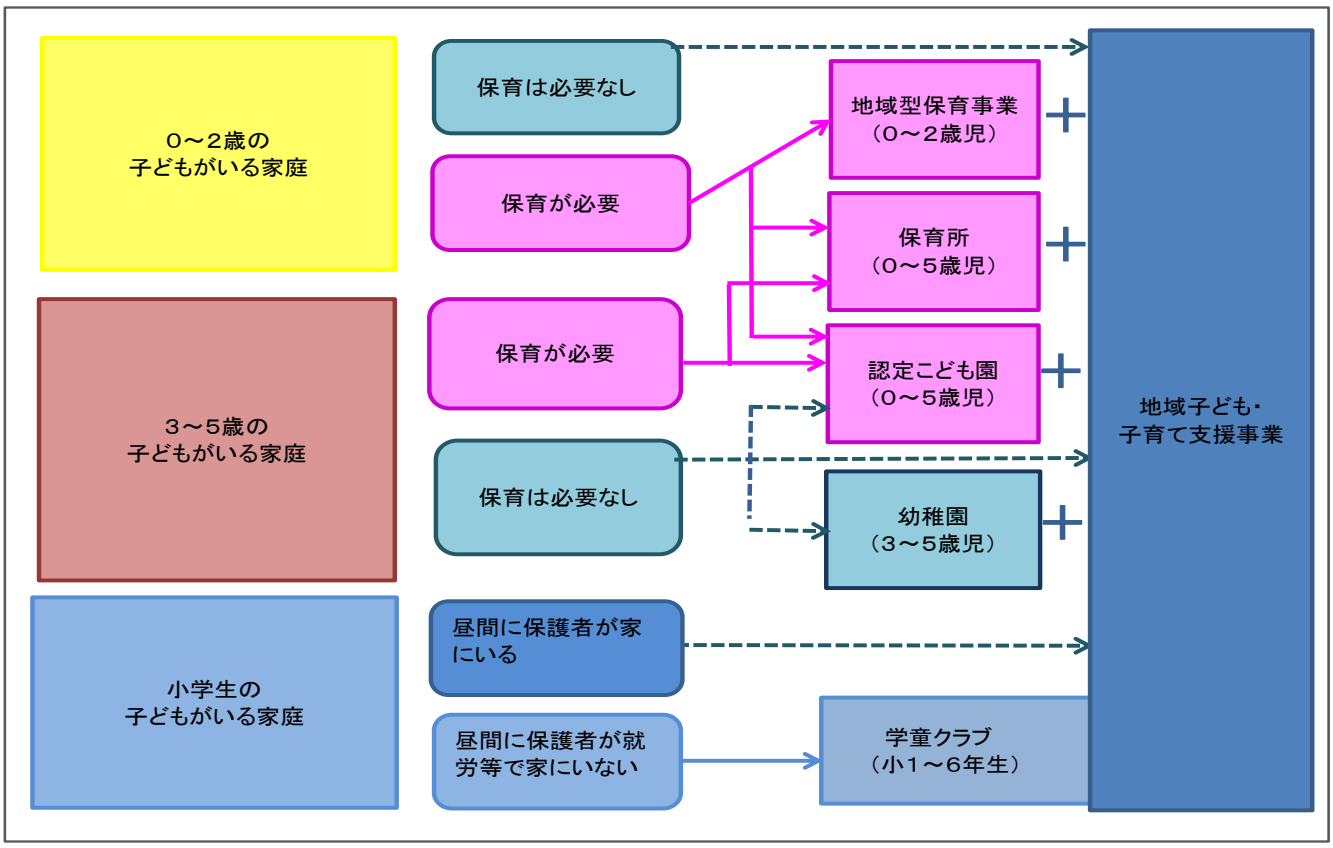

3　新制度に基づく区の新たな役割

新制度における幼児期の教育・保育の利用は、以下のイメージとなる。区は、国が示す基準等を基に、これらの新たな事務を処理するための基準を定める必要がある。

幼児期の教育・保育の利用イメージ

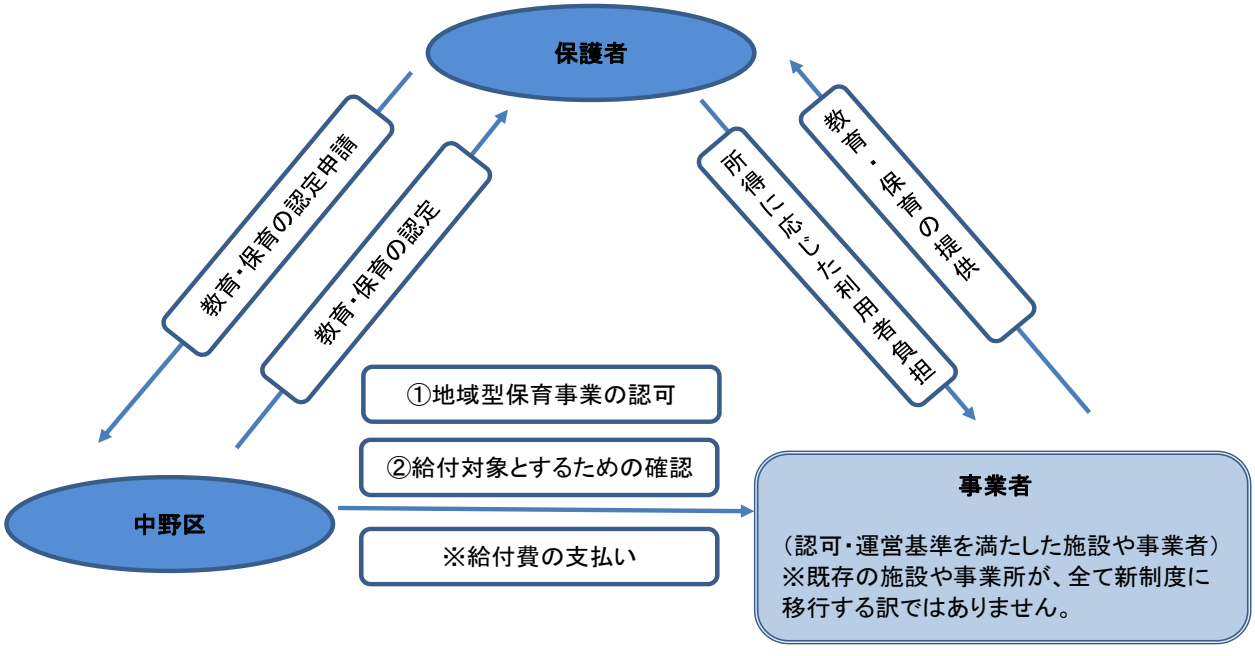

※給付費
　給付は、区から保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設や事業者が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（法定代理受領）となります。

① 認可事務

新制度により制度化された地域型保育事業について、地域型保育事業の運営を行う事業者の申請に対し、区が認可を行う。

② 確認事務

学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設や事業者からの申請に基づき、区が新制度の対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

【「認可事務」と「確認事務」の管轄一覧】

<table>
<tr><th>区別</th><th>施設・事業</th><th>認可の管轄</th><th>確認の管轄</th></tr>
<tr><td rowspan="3">教育・保育施設</td><td>認可保育園</td><td rowspan="3">東京都</td><td rowspan="7">中野区</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保育事業</td><td>家庭的保育事業</td><td rowspan="4">中野区</td></tr>
<tr><td>小規模保育事業</td></tr>
<tr><td>事業所内保育所</td></tr>
<tr><td>居宅訪問型保育事業</td></tr>
<tr><td>地域子ども・子育て支援事業</td><td>放課後児童健全育成事業
（学童クラブ）</td><td>東京都</td><td>中野区</td></tr>
</table>